

## THP 指針が改正されました

THP（トータル・ヘルス・プロモーション）とは、労働安全衛生法第70条の2により厚生労働大臣が公表した指針に沿って、働く人が心とからだの両面にわたる健康的な生活習慣への行動変容を行うため、事業場で計画的に行う健康教育などの活動のことです。

社会経済情勢の変化に合わせて、事業場における健康保持増進対策をより推進するために、令和2年3月と令和3年2月にTHP指針を改正しました。

### ◎THP 指針改正ポイント◎

令和2年3月の改正ポイント

#### ●労働者「個人」から「集団」への健康保持増進措置の視点を強化

すでに生活習慣上の課題がある労働者だけでなく、すぐには生活習慣上の課題が見当たらない労働者やより良い生活習慣や健康状態を目指す労働者も対象に含まれます。また、一定の集団に対して活動を推進できるように「ポピュレーションアプローチ（生活習慣上の課題の有無に関わらず労働者を集団ととらえて、事業場全体の健康状態の改善を目指すもの）」の視点を強化しています。

#### ●事業場の特性に合った健康増進措置への見直し

事業場の規模や業務内容、労働者の年齢構成などの特性に応じて、柔軟に健康保持増進措置の内容を検討し、実施できるように見直されています。

#### ●健康保持増進措置内容を規定する指針から、取組方法を規定する指針へ見直し

PDCA サイクルの各段階において事業場で取り組むべき項目を明確にし、事業場が健康保持増進対策に取り組むための「進め方」を規定する指針へ見直されています。

令和3年2月の改正ポイント

#### ●医療保険者と連携した健康保持増進対策

定期健康診断結果などを医療保険者に提供する必要があること、そのデータを医療保険者と連携して事業場内外の集団間のデータと比較した取組の決定などに活用することが望ましいことが明確化されました。

THPを推進することで、事業者には生産性の向上、労働災害や休業日数の減少、メンタルヘルスの改善、医療費の減少などのメリットがあることが取組事例から示されています。

ぜひ労働者の健康リスクを低下させるような取組を推進し、健康経営を目指していきましょう。



作成：宇都宮地区THP推進協議会（令和4年2月）